

鏡川清流保全区域指定検討業務の概要

基本計画・区域指定の考え方

鏡川清流保全区域指定検討業務の流れ

目指す姿

目指す景観

流域の自然環境に育まれた歴史的な風景や人々の生活・生業によつて形成された棚田や石垣など、流域固有の価値を市民が認識し、それらが守り活かされている景観

2017鏡川清流保全基本計画

<基本理念> 鏡川～森と海とまちをつなぐ環境軸～
 <重点項目>
 ◆地域特性を踏まえた水質の監視
 ◆鏡川の魅力を伝える人材育成と環境学習の多様な展開
 ◆源流域の重要性とその保全のしくみづくり
 ⇒鏡川の清流の源となる源流域の重要性を再認識し、自然環境や景観の保全の観点から保全すべき区域について、開発等の行為の抑制につながる仕組みをつくる。

<鏡川の構成要素>

①水と水辺 ②森 ③生きもの ④景観 ⑤まち・ひと・しごと

<現状>

- ・中上流域の里地の景観は、耕作放棄地の増加や開発等により、質が変化しつつある。
- ・平成元年制定の鏡川清流保全条例に基づいた「自然環境保全区域」及び「景観形成区域」の指定が進んでいない。

<施策>

- ・区域指定の促進
- ・景観の保全・形成を推進するしくみづくり

区域指定の手法、指定区域の保全手法を検討

1 流域保全区域(仮称)

- ・対象: 朝倉堰より上流の流域全体
- ・保全手法: 一定規模以上の行為について届出を義務付けることを想定。該当行為については、「環境配慮指針」をもとに市と事業者が環境配慮の方法について話し合う。

2 自然環境保全区域

- ・対象: 鏡川水系の河川と一体となって自然度の高い環境を保ち、かつ鏡川流域を象徴する景勝地たりうる区域
- ・保全手法: 行為制限は、今後新たに指定する区域については「流域保全区域(仮称)」に準じる。

3 景観形成区域

- ・対象: 清流鏡川を特徴づけている美しい農村景観で、川と共生した暮らしや地域が主体となった活動によって守り活かされている土地。候補地の範囲は、原則として「鏡川水系の最小の集水域」と「景観のまとまり」を単位とし、地域におけるコミュニティの範囲との重なりを考慮して決定する。
- ・保全手法: 農村景観の「保全と活用のサイクル」が回り続けるよう、必要なしくみを住民の方と一緒に考えていく。行為制限は、「流域保全区域(仮称)」に準じる。

